

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 <small>※本欄に必ず記載事項は、非公認に付する証憑書類の提出が必要</small>	補足
		自己説明	証憑書類			
【原則1】法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	(1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、及び「一般社団法人奈良県バスケットボール協会定款（第6条）」に記載された各種法令等を遵守し団体運営及び事業運営をしている。	(1) 定款	(1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。 (2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。 (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）については	(1) 定款	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること				(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が守られ、構成員の実態があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること。 (2) 個人の私的な口実で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること。	
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	(1) 行動規範等をまとめた資料集を独自で作成して遵法精神醸成の一助としている。 (2) 裁定委員会・規律委員会機能も十分果たして法令遵守の徹底を図り事業運営に当たっている。 (3) 公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合は、当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等に基づき事業運営をしている。	(1) 基本規程 (2) 裁定規程 (3) 規律規程 (4) 資料集	(1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令や地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。	(1) 基本規程	(1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	(1) 定款、基本規程に基づき組織図を作成し、役員選定委員会・代議員選定委員会において対応（人選）している。ガバナンスコードに準拠した役員体制を構築するために、上記委員会において実効性、多様性等を勘案し理事及び代議員を推薦したい。 (2) 外部理事の目標割合は設定していない。今後、検討していきたい。	(1) 役員名簿 (2) 組織図	(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明） ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	【参考】ここでいう「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。 「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。 ① 当該協会と下記の緊密な関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役員者である者 ウ 当該協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者
	(5) 組織運営に必要な規程を整備すること【追加】	(1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。	(1) 定款 (2) 基本規程 (3) 基本規程（別表1）	(1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。	(1) 定款 (2) 基本規程 (3) その他各種規程	
	(6) 評議員/社員/社員の多様性を図ること【追加】	(1) 基本規程第7条及び第8条により、各加盟団体及び理事会から候補者を代議員選定委員会へ推薦し、社員総会に諮っている。 (2) 代議員の構成（代議員20名、内女性4名） U12（3名）、U15（5名）、U18（5名）、社会人連盟（4名）、Bリーグ（1名）、学園経験者（2名）	(1) 代議員名簿 (2) 基本規程	(1) 評議員/社員の多様性を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 評議員/社員名簿 ※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 加盟団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム（19名） Wリーグに所属するチーム（5名） JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名

原則	審査項目	PBA記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 <small>※本表に必ず添付すること、詳細は別添付書類に記載されています。</small>	補足
		自己説明	証憑書類			
	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	(1) 定款第24条において、理事数を3名以上35名以内と定められており、現在29名で構成している。 (2) 理事会権限の重要性を再認識するとともに役員の高齢を高め、協会運営の重要な意思決定機関としてふさわしい役員候補を選出する方針に基づき、役員選考委員会にて候補者の人選を行っている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているが、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。
	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。(基本規程第35条) (2) 理事の再任回数の上限(原則)を設けている。(基本規程55条)	(1) 基本規程	(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。 (2) 理事の再任回数の上限を設けている。	(1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。	(1) 理事の候補となり得る人材を各委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。
	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	(1) 役員選考委員会委員は理事会にて、理事及び監事から選任され構成されている。 (2) 女性理事の目標割合を特に設定していない。今後、検討したい。	(1) 定款 (2) 基本規程 (3) 役員選考委員会名簿 (4) 役員選考委員会議事録	(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選考委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選考委員会の議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。  【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」
	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じていること【追加】	(1) 2016～2017年度は1名、2018～2021年度は2名、2022～2023年度は3名の女性理事を任用している。 (2) 女性理事の目標割合を特に設定していない。今後、検討したい。	(1) 役員名簿	(1) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 (2) 理事の候補となり得る人材を各委員会等に配置し、協会/連盟系外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 女性理事について、外部理事についての女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 事務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各委員会等に配置し、協会/連盟系外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。
【原則2】組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	(1) 基本方針及び中期目標を策定している。 (2) 基本方針及び中期目標を公表している。 (3) 計画策定に当たり、理事等から意見を募り策定している。	(1) 基本方針 (2) 中期目標	(1) 中期目標を策定している。 (2) 中期目標を公表している。 (3) 目標策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 中期目標	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ(ミッション、ビジョン、戦略等) ②現状分析 ③達成目標(具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など) ④戦略課題(現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題) ⑤課題解決のための戦略及び実行計画(アクションプラン) ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス(PDCAサイクル)
	(2) 組織運営の強化に際し、ボランティア人材の発掘・育成および人材(定年退職者)の活用を積極的に行うこと【追加】	(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定していない。今後、計画策定に当たり、意見を募り策定していきたい。		(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画	
	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	(1) 毎年財務基本方針を策定し、次年度予算案に反映させている。 (2) 財務基本方針策定に当たっては、各部署から意見聴取している。		(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 財務の健全性確保に関する計画	(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。

原則	審査項目	PBA記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 <small>※本欄に必ず書類の名称を、添付書類に該当する書類を添付して提出してください。</small>	補足
		自己説明	証憑書類			
【原則3】暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	(1) 理事会において都度コンプライアンスに関する情報を提供し意識の醸成する。	(1) コンプライアンス教育実施計画書（一覽）	(1) 役員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 役員向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 役員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 役員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件等に係る規程について ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	(1) 指導者養成委員長を中心に研修会を開催している。また各カテゴリー内での講演会、研修会の開催、「規律規程」制定規程等、関連法令をホームページに掲載し周知している。	(1) コンプライアンス教育実施計画書（一覽）	(1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	(1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) コンプライアンス教育実施計画書（一覽）	(1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画	
【原則4】公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 会計責任者（各カテゴリー及び各委員会）に対し適切な財務処理の説明を行い、財務執行及び報告を受けている。監査人と契約し、契約書に基づく日数の往査を受け、健全確保を図っている。また、監事は往査時に立ち会っている。 (2) 必要に応じて、相談体制を構築している。監査人の財務読表等を社員総会で承認を受け、その後、ホームページにて公告している。	(1) 監事及び会計監査人名簿 (2) 監査人ととの契約書 (3) 基本規程（別表2） (4) 監事監査報告書	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経歴等を明示し、監事の適性があると考える理由を説明してください。 (2) 財務関連の規程	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 県スポーツ協会や中央競技団体（JBA）からの補助金は、定められた要項等を遵守し、適切な申請と報告を行っている。		(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。		(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び実行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	(1) 監査人と契約し、契約書に基づく日数の往査を受け、健全確保を図っている。	(1) 監査人ととの契約書 (2) 独立監査人の監査報告書 (3) 監査の方法及び結果に関する説明書 (4) 会計監査人の職務に関する事項 (5) 監査計画概要書	(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築している。	(1) 専門家のサポート体制に関する資料	(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。 (2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用的な法律・税制・会計基準の改正等に適した専門家の人選を行うことが望まれる。

原則	審査項目	PBA記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 <small>※本欄に必ず書類の名称を、詳細欄に付添する証憑書類の名称を記入する。</small>	補足
		自己説明	証憑書類			
【原則5】法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	(1) 社員総会終了後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第128条1項に基づき、県協会ホームページに決算公告を掲載している。	(1) 予算・決算書類 (2) 第7期決算公告	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 予算・決算書類等	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(2) 一般団体がガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	(1) セルフチェックシート、基本方針、中期目標、ガバナンスコード適合審査説明書等、順次ホームページに掲載する。	(1) セルフチェックシート (2) 基本方針 (3) 中期目標 (4) ガバナンスコード適合審査説明書	(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示している。	(1) 審査基準に対応する書類	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	(1) 組織運営に関する情報は、随時県協会ホームページで公開している。競技会や各種事業情報も各カテゴリー、各委員会と連携し掲載している。今後、タイムリーな情報公開に努める。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 代議員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 評議員/社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
【原則6】高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】	(1) 市町村協会は加盟団体、協力団体として連携していないので、その規程等はない。市区町村協会の活動場面は少なく、今後必要に応じて対応していく。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 代議員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) 加盟規程の整備等により市区町村協会等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 市区町村協会等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 市区町村協会等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。	(1) 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程 (2) 市区町村協会等との関係図 (3) 最近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等 (4) 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画	(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をすることが望まれる。 (2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。☑